

会 議 録 (1)

会議の名称	平成30年度第1回飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会
開催日時	平成30年6月27日(水) 開会 午後4時00分 閉会 午後5時20分
開催場所	飯能市役所別館 危機管理会議室
議長氏名	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会長 大沼 洋一
出席委員	大沼 洋一 天野 範子 児嶋 雅子 福本 貴 本橋 実 山川 安代
欠席委員	荒井 淳次 双木 恵美子
説明者の職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・生活福祉課 須田主幹 ・介護福祉課 平沼主査 ・健康づくり支援課 谷田部主査 ・保険年金課 山崎主査 ・学校教育課 松林主査 ・図書館 勝山主査 ・博物館 尾崎館長 ・市民課 大坂課長、石澤主査 ・まちづくり推進課 青木主査 ・道路公園課 坂本主幹
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長 鈴木 弘智 ・総務部参事兼庶務課長 吉田 実 ・庶務課主査 示野 真敏 ・庶務課主任 山越 大夢

会 議 録 (2)

議事の内容（経過）・決定事項

審 議

- (1) 個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について（報告）
（個人情報保護条例第7条関係）
 - ・新規に届出された業務、変更又は廃止された業務について事務局から報告があった。

- (2) 平成29年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
 - ・平成29年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告があった。

- (4) 第6回東京都市圏パーソントリップ調査における埼玉県への住民記録の外部提供について（諮問）
（個人情報保護条例第9条関係）
 - ・審議の結果、当事業に関する外部提供は、公益上必要があると認められた。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
総務部参事	<p>定刻となりましたので、平成30年度第1回飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会を開会します。まず、このたび、永村委員が5月31日をもって退任され、新たに6月1日から本橋委員が就任されましたので、開会に先立ち、市長から委嘱状を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・市長あいさつ ※ 市長退席 ・各委員の自己紹介 ・事務局職員の紹介 ・会長の選出 (大沼委員 選出) ・事務局から審議会の所掌事務の概要の説明 (「参考1、2」参照) <p>審議に入る前に1点報告があります。本日の審議事項の「(3) 災害時要援護者リストの作成における住民記録の外部提供について(諮問)」は、取下げとなりました。御了承ください。それでは次第に沿って、審議に入ります。ここからは、規定にのっとって、会長に議事の進行をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、審議に入ります。最初に、5審議の(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について(報告)、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主査	<p>飯能市個人情報保護条例第7条では、実施機関は個人情報の収集等に係る業務を新たに開始又は変更・廃止しようとするときは、その内容を届け出て、審議会に報告しなければならないとされていますが、その個人情報の収集等に係る業務の届出についての報告です。届出のあった業務の名称等は、資料1のとおりです。なお、産業振興課は、廃止のみですので説明のための担当者は出席していません。御了承ください。それでは、内容等について、質問があればお願いします。</p>
会長	<p>資料について、補足説明はありますか。</p>
庶務課主査	<p>事前に配布しました資料を御覧いただいているところかと思しますので、特に補足説明はありません。</p>
委員	<p>この資料だけでは質問ができません。</p>
会長	<p>では、それぞれについて、事業の理由等を簡単に補足で説明してもらえますか。</p>
地域・生活福祉課主幹	<p>飯能市地域福祉計画策定委員会委員名簿については、今年度策定する第3次はんのうふくしの森プランの策定に当たり、平成29年10月から市民の方による計画の策定委員会を設置していて、その委員の名簿です。</p>
介護福祉課主査	<p>1つめの「生涯現役生き生き調査はんのう」調査対象者台帳・調査回</p>

答書については、介護福祉課では、現在、住民主体の支え合いの仕組み作りを推進していますが、そのために、地域の皆様の基礎的なデータを収集する事業です。2つめの飯能市おでかけ見守りシール交付事業（申請書・利用者台帳・変更届出書・辞退届出書）については、団塊の世代の方が75歳以上になる、いわゆる2025年問題のときには、5人に1人の方が認知症又は認知症が疑われる状態になると推測されている状況下で、本市でも、高齢者の方が家に戻りつけないといった事例も発生していて、こういった事例を未然に防ぐ、早期に発見する、警察と連携する際に、本人の安否確認のために「おでかけ見守りシール」を配布する事業を行うものです。この事業において、円滑な連携体制を整備するため、本人や関係者の情報を収集します。敬老祝金支給事業の廃止については、事業の廃止に伴って個人情報収集を廃止するものです。

健康づくり支援課主査

1つめの18歳から39歳までの方の健康診査受付簿については、平成29年度までは保健センターや各地区行政センターでの集団健診でしたが、平成30年度からは医療機関での健診を新たに開始しましたので、そのための受付名簿です。2つめの飯能市不妊検査費助成金交付事務については、以前から不妊治療費の助成はありましたが、平成29年度から不妊検査費の助成事業を開始しましたので、その事業に関する届出です。3つめの飯能市指定外医療機関予防接種料助成金交付事務については、主に子供向けの予防接種について、飯能市では、予防接種法に定められた予防接種は、飯能市と日高市にある指定の医療機関で行うこととされていて、無料で受けることができますが、特定の病気や障害がある方で、都内などの大きな病院での全身管理での予防接種をしない子供もいて、その場合、今までは自費でしたが、そういった方のために、今年度から、指定の医療機関以外の病院で予防接種を受けた場合も、後から償還払いで助成金を支払う事務が開始されましたので、その事務に関する届出です。B型肝炎予防接種個別通知リストの廃止については、平成28年度にB型肝炎の予防接種が新たに開始された際に届出をしていたものですが、現在は、通常の予防接種の取扱いとなったので個人情報の収集を廃止するものです。

保険年金課主査

1つめの国民年金被保険者異動報告書については、飯能市で受付をした国民年金第1号被保険者の資格取得、喪失、種別変更等のデータを日本年金機構に電子媒体で送付するに当たり、送付するデータと同じものを副本として庁内ファイルサーバに保存するものです。2つめの国民年金処理結果一覧表については、日本年金機構で事務処理をした国民年金第1号被保険者の資格取得、喪失、種別変更等のデータが、本市に電子媒体で送付されるものです。データは、市の国民年金システムに反映するために利用します。

学校教育課主査

就学援助（新入学児童学用品費）申請書については、これまで、就学援助は、実際に小中学校に通っている子供に対して、学校で必要となる経費の一部を補助していましたが、ここで、入学前に必要となるランドセルや帽子や傘などの学用品に係るいわゆる入学準備金について、入学

	前、3月に、新たに新入学児童学用品費を支給するための名簿として個人情報収集するものです。
図書館主査	館外利用申込書については、館外利用申込書の記載が、実際には登録番号となっているために、届出書の記載内容を利用券番号から登録番号へと変更するものです。
博物館長	愛称募集については、飯能市郷土館は、平成30年度から飯能市立博物館としてリニューアルオープンし、それに伴い、愛称を募集しましたので、その応募内容を把握するために個人情報を収集しました。
会長	ありがとうございました。何か質問はありますか。
委員	全般を通じて、「年齢」と「生年月日」の項目がありますが、両方にチェックが付いているものもあれば、片方のみのももあります。何か違いがあるのですか。もう1点、個人情報の記録の形態で、電磁的記録として「CD-R」と記載されているものがあります。飯能市では、CD-Rを電磁的記録と定義しているのですか。
庶務課主査	まず、「年齢」と「生年月日」の項目については、「生年月日」が分かれば計算すると「年齢」も分かるころではありますが、「年齢」だけが分かればよい事務もあるため、2つの項目に分けてあります。
委員	郷土館からの届出は、「年齢」だけですよ。
博物館長	はい。「生年月日」は収集していません。
委員	その点は、各事務の担当次第ということですか。
庶務課主査	事務によって必要な情報が異なりますので、各所管での判断です。もう1点、記録の形態につきましては、電磁的記録とは、ハードディスク、CD-R、USBメモリーなどのいわゆる電子媒体を想定しています。
委員	CD-Rは光学的記録媒体ですので、一般的には、電磁的記録には含まないです。電磁的記録というと、例えばハードディスクやテープなどが当たると思いますが、ここでは電子データという意味で使っているということですか。それは、電磁的記録とは言わないと思います。
会長	CD-Rに保存されているものが電磁的記録で、その保存形態がCD-Rということではないのですか。
委員	それは、電磁的記録ではなく、単なるデータですよ。CD-Rは、光学的記録ですから違うと思います。
会長	CD-Rに文書ファイルをそのままデータとして保存している場合もあれば、写真データとして記録している場合もありますよね。
委員	CD-Rは、メモリーの信用性などの面でもハードディスク等とは全然違うものですので、気になっています。ほかにも、庁内のファイルサーバとはどのようなものなのか、バックアップは取っているのかなども気になります。
庶務課主査	現在は、情報の保存の形態で、紙媒体と電子媒体とで分けて、いわゆる電子データのものを電磁的記録と表現していますが、電磁的記録と光学的記録との違いの関係で、表現が適切でないという点につきましては、今後、研究していきます。
委員	文書であれば、手書きのものや図面などを想定していると思いますが、

	それらと電子データとは別だと思えます。また、それを保存するメディアとしてサーバ、ハードディスク、テープなどがあります。その区分けは正しくした方がいいと思えます。一般的な理解からは、少し分かりにくいです。
会長	情報の開示などの手続で重要なのは、文書の開示の対象になるかどうかということだと思えますが、こういった電磁的記録を保存してあるCD-Rは、文書と同等の扱いになるのですか。
庶務課主査	情報公開条例上、電磁的記録は公文書に含まれています。
会長	LANで保存されているものも対象となるのですか。
庶務課主査	いくつかの届出書の記録の形態の欄にある「庁内ファイルサーバ」が、いわゆる「LANによって庁内のサーバに保存されているもの」で、こういったデータも公文書開示等の対象となることはあり得ます。
会長	文書というと形のあるものを想定しがちですが、電磁記録として保存されているワードファイルやエクセルファイルなども紙の文書と同等の位置付けで、その保存場所が、LANであったりCD-Rであったりということですね。
委員	電子データであっても紙であっても文書に変わりはないという点はいいのですが、最近の国の文書の取扱いなどを見ても、管理がとてみずさんです。恣意的に運用しているところがあるように感じます。データの保管という点は、かなりの神経を使っているのかと思ったのですが、CD-Rはディスクメディアですので、手で渡せてしまう点で紙と同じです。いくらでもコピーもできてしまいます。サーバでセキュリティなどを適切にして管理されているのであれば、データ流出等も防げます。そういった点で、適切に管理しているのか気になります。
会長	それでは、情報の管理についてどのように配慮をしているのか答えてもらえますか。
総務部参事	情報戦略課のICT担当という専門部署が担当していますので、詳しい内容はそちらの担当であれば回答できるのですが。
会長	では、この点は保留とします。他に質問はありますか。では、私から。介護福祉課の「生涯現役生き生き調査はんのう」調査対象者台帳・調査回答書と飯能市おでかけ見守りシール交付事業（申請書・利用者台帳・変更届出書・辞退届出書）の2つの届出の個人情報の記録内容について、傷病歴はチェックされていますが障害の有無はチェックされていません。この違いの理由について教えてください。
介護福祉課主査	障害の有無は、障害者福祉課が所管していて、介護福祉課では収集対象としていません。
委員	博物館の愛称募集について、個人情報の記録内容にメールアドレスがありますが、他の届出では今まであまりなかったように思います。収集の理由を教えてください。
博物館長	飯能市内のみならず、広く全国から応募を受け付け、連絡を取るために、手紙等では時間も経費もかかるため、メールアドレスも収集対象としました。

会長	<p>他に質問はありますか。ないようですので、続いて、(2)平成29年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主査	<p>—個人情報収集等に係る業務の届出に係る説明者退席— 情報公開条例と個人情報保護条例では、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を公表することとなっていますので、平成29年度の運用状況について、概要を報告します。</p>
会長	<p>—資料2により平成29年度の運用状況について概要を報告— 事務局からの説明について、何か質問はありますか。ないようですので、続いて、(3)は取下げとのことでしたので、(4)第6回東京都市圏パーソントリップ調査における埼玉県への住民記録の外部提供について（諮問）、まず、事務局からお願いします。</p>
庶務課主査	<p>まず、この“諮問”について説明します。「参考1」を御覧ください。個人情報保護条例第9条第1項では、個人情報の目的外利用や外部提供を原則禁止していますが、ただし書の第5号で、「審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。」は、例外的にこれらの目的外利用等ができることとされています。また、第9条第3項で、目的外利用等をしたときは、速やかにその旨を本人に通知することが原則とされていますが、同項ただし書で、「審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。」とされています。これらの「審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき」と「審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるとき」について、外部提供について審議してもらうために諮問したものです。内容は、市民課から説明します。</p>
市民課長	<p>—資料4の様式3とおおり外部提供の諮問について内容を説明— 続いて、パーソントリップ調査の所管課である道路公園課から調査の内容について説明します。</p>
道路公園課主幹	<p>東京都市圏交通計画協議会から、都市交通計画の参考となるパーソントリップ調査を実施するために必要な調査票の送付先を把握するために、飯能市の資料提供の依頼がありました。この東京都市圏交通計画協議会とは、国土交通省関東整備局、埼玉県、その他に茨城県、千葉県、東京都、神奈川県及び関連する政令市を構成団体としていて、関係機関が相互に協力し、この地域における総合的な都市交通計画の推進に資することを目的に設立された団体です。資料4-2を御覧ください。パーソントリップ調査とは、人の動きから都市を分析する手法で、「どのような人が」「どのような目的で」「どのような交通手段で」「どこからどこへ」移動したか等を調べるものです。これにより、鉄道、自動車、徒歩等の各交通手段の利用割合や交通量等を求めることができます。調査は、世帯の5歳以上の方が対象で、平日1日における人の動きを回答してもらいます。調査期間は、平成30年9月から12月までで、スマートフォンやパソコンでも回答できます。国や県では、この調査の結果を基に、都市交通の問題、課題を把握し、都市交通の将来目標や計画を立案します。具体的には、鉄道の混雑の緩和、災害時の帰宅困難者対策、</p>

歩行者や自転車のための街づくり等の基礎資料として利用されています。調査範囲は、3,700万人が暮らしている東京都市圏です。具体的には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部が調査範囲で、全体の約2パーセントの人から移動情報を収集することとなっています。このうち、埼玉県では、さいたま市を除いて、埼玉県が実施主体として調査を行います。県内の抽出世帯数は、96,409件で、飯能市は1,246件です。なお、国土交通省都市局都市計画課都市計画調査室長から埼玉県都市整備部都市計画課長宛て平成30年2月の事務連絡で「パーソントリップ調査に係る調査対象者名簿作成の際の住民基本台帳の情報の利用について」との通知があり、住民基本台帳の情報の利用については総務省自治行政局住民制度課と協議済みである旨の記載があります。また、この調査のピーアールについては、資料4の埼玉県からの依頼にあるとおり、9月の広報に掲載する予定です。

会長

資料4-3についても説明をお願いします。

市民課主査

こちらは、無作為抽出の方法の埼玉県からの指示内容です。この要領にのっとり抽出をします。

会長

まちづくり推進課から補足説明はありますか。

まちづくり推進課主査

特にありません。

会長

以上の説明をもとに、委員各位には、この外部提供について公益上の必要性があるかという点と本人への通知の必要がないという取扱いでよいかという点の2点について検討してもらいます。御意見はありますか。

委員

公益上の必要性はあると感じます。もう1点の本人への通知の必要がないという取扱いについては、調査の精度を上げるためには、広報での周知だけでなく、個別に通知する方が回収率は上がるのではないかと思います。最近、アンケート調査は非常に多いので、人が来ても対応に出ない、中身も見ないということもあるかと思います。そういった観点からは、事前の通知があった方がいいと感じますし、何かいい手段があればと思います。

会長

資料4-2からすると、公益上の必要性については、異論はないかと思えます。本人への事前の通知の必要性については、諮問の資料からすると、対象人数も多く、場合によっては同意を取ることになると、本人が留守のことなどもあるかもしれませんし、煩さで現実的ではないということが通知をしない理由ですね。条例第9条第3項では「通知しなければならない」とされていますが、同意まで必要なのですか。

庶務課主査

まず、第9条第3項は、第1項第4号又は第5号の規定により目的外利用等をしたときは、本人に通知しなければならない旨を規定しています。他方、本人の同意がある場合等、そもそも本人が目的外利用等がされていることを知り得る場合、つまり、第1項第1号から第3号までの規定により目的外利用等をした場合は、通知は必要ありません。つまり、第9条第3項は、目的外利用等をされていることを知り得ない場合に、本人が自己の情報が目的外利用等をされていることを知るために、知ることで本人の自己情報のコントロール権を保護するために、本人

会長	<p>に知らせる必要があるので通知を必要としているものです。そのため、通知のみが必要であり、同意は不要です。</p>
庶務課主査	<p>公益上の必要性については、委員各位も異論がないかと思えます。あとは、本人に通知しないことで弊害が発生しないかという点について、意見はありませんか。弊害が生じ得るのであれば、本人への通知をすべきということですし、慎重な議論がさらに必要かと思えます。事務局から一般的な理解について、追加で説明をお願いします。</p>
会長	<p>先ほどの説明のとおり、第9条第3項は、本人が目的外利用等がされていることを知り得ない場合に、事後にせよ、通知によって本人に目的外利用等がされていることを知らせることで、本人の自己情報コントロール権を保護することを趣旨としています。一方で、例えば、本件のように対象人数が非常に多い場合にも本人に通知しなくてはならないとすると、現実的に非常に困難である場合が生じます。そこで、一定の場合、つまり、こちらの審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めた場合には、本人通知を要しないとの例外が条例上も設けてあります。ここで、例えば、本件の場合であれば、本人は自分の住所等の情報が協議会に提供されたということが、調査のための通知が届くことで必ず知り得ます。このように、本人が最終的に自己の情報が目的外利用等されていることを承知することができるか、逆に承知する方法がないかがポイントとなります。例えば、秘密裏に目的外利用等がされていて、本人は目的外利用等をされていること自体を知ることができない場合であれば、趣旨から考えて、通知は必要であると判断すべきこととなります。本件では、市民課からの諮問内容のとおり、最終的に調査票の送付によって、本人は自分の住所等が協議会に提供されたということを承知でき、疑問を感じれば、協議会等に連絡することもできます。そのため、本人の自己情報コントロール権が保護されると考えられますので、通知は必要ないと判断し、諮問したところでは、</p> <p>最終的に、本人が調査のために住所等が提供されていると知ることができる点が1つのポイントですね。また、前提として、本件では、提供先が埼玉県ですので、情報は慎重に管理されているということで、漏えい等の危険は極めて少ないといえます。本人への通知についても、特に問題はないということによろしいですか。</p> <p>—委員各位異論なし—</p> <p>では、本人への通知も必要がないということで異論がないということで審議会の意見とします。</p>
庶務課主査	<p>審議会の答申内容は、外部提供の件と本人通知の件の両方とも「了承」で、答申書は事務局で作成の上、会長に確認してもらうということによろしいですか。</p>
会長	<p>よろしいですね。</p> <p>—委員各位異論なし—</p> <p>では、審議事項の(4)は、以上とします。(5)その他について、何かありますか。</p>

総務部参事 会長	事務局からは特にありません。 よろしいですか。それでは、本日の審議は終了しますので事務局から お願いします。
総務部参事	慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上で 審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。
議事のとん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。	
平成30年 月 日	
議 長 の 署 名	